

お家を新築される方へ

桐生市住居表示実施区域(下記参照)に新たに家屋等を建てられた場合、住所変更の手続きをする前に、新築届の提出が必要となります。(これにより新しい家屋等の住居表示が決定します。●●町▲丁目■番★★号)

住居表示決定までに1週間程度お時間をいただきますので、ゆとりを持って届出してください。(届出のタイミングとしては中間検査の頃から届出できます。)

また、届出の際には、「確認済証」の表紙、案内図、配置図、平面図等の写しが必要となりますので、これらをお持ちの上、本館1階市民課へお越しください。

ご不明な点がございましたら、市役所市民課住民係(46-1111・内線245)へお問い合わせください。

桐生市住居表示実施区域

稲荷町

永楽町

織姫町

清瀬町

小梅町

小曽根町

琴平町

新宿一丁目

新宿二丁目～三丁目

末広町

堤町一丁目～三丁目

天神町一丁目～三丁目

(一部を除く)

仲町一丁目～三丁目

錦町一丁目～三丁目

西久方町一丁目～二丁目

浜松町一丁目～二丁目

東一丁目～七丁目

東久方町一丁目～三丁目

平井町

本町一丁目～三丁目

美原町

宮前町一丁目～二丁目

宮本町一丁目～四丁目

三吉町一丁目～二丁目

元宿町

(一部を除く)

横山町

記載例

建物（工作物）新築届

令和 元年 4月 1日

(あて先) 桐生市長

住所 桐生市織姫町1番1号
申請者 氏名 桐生 太郎 *窓口に来た人
TEL 0277-46-1234

次のとおり、建物（工作物）を新築したので、桐生市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1	氏名・名称	桐生 太郎
2	所在	桐生市 織姫 町 丁目 100 番地 1
3	構造	平屋建 木造、鉄骨鉄筋造、その他（ ） 2 階建
4	用途	店舗 一般住宅、併用住宅 工場 店舗、工場、倉庫、その他（ ）
5	完成	令和 2年 5月 1日

以下は記入不要です

決裁区分	課長	係長	係	受付	第 号
					年 月 日
				起案	・ ・

上記のとおり届出があったので、桐生市住居表示に関する条例第3条第4項の規定により、関係人あて通知いたしたく伺います。

職 氏名 印

処 理	実態調査(確認)	・ ・ 印	台 帳 等 整 理	台帳登載	・ ・ 印
	住居番号及び 付番決定の日	・ ・ 印		補助カード登載	・ ・ 印
	表示板の交付	・ ・ 印		各課通知	・ ・ 印
	関係人通知	・ ・ 印			

建物（工作物）新築届

令和 年 月 日

(あて先) 桐生市長

住所
申請者 氏名
TEL

次のとおり、建物（工作物）を新築したので、桐生市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1	氏名・名称	
2	所在	桐生市 町 丁目 番地
3	構造	平屋建 木造、鉄骨鉄筋造、その他（ ） 階建
4	用途	店舗 一般住宅、併用住宅 工場 店舗、工場、倉庫、その他（ ）
5	完成	令和 年 月 日

決裁区分	課長	係長	係	受付	第 号
					年 月 日
				起案	・ ・

上記のとおり届出があったので、桐生市住居表示に関する条例第3条第4項の規定により、関係人あて通知いたしたく伺います。

職 氏名 印

処 理	実態調査(確認)	・ ・ 印	台 帳 等 整 理	台帳登載	・ ・ 印
	住居番号及び 付番決定の日	・ ・ 印		補助カード登載	・ ・ 印
	表示板の交付	・ ・ 印		各課通知	・ ・ 印
	関係人通知	・ ・ 印			